

支給対象世帯

令和5年12月1日時点で、本町に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税である世帯（生活保護受給世帯を含みます。）

支給額

対象児童（平成17年4月2日以降に出生した児童）1人当たり 5万円

手続き等

(1) 申請不要世帯及び確認書送付世帯

・申請不要世帯

令和5年度井手町住民税非課税世帯等臨時特別給付金（1世帯7万円）を本町から受給している世帯には、世帯主宛に、案内文書を郵送します。

・確認書送付世帯（返送・申請期限：令和6年3月29日（月）（必着））

本町から「確認書等（※）」を送付します。内容をご確認いただき、お手続きをお願いします。

（※）世帯の状況により内容が異なります。詳しくは、送付するご案内をご確認ください。

(2) 申請が必要な世帯（申請期限：令和6年3月29日（月）（必着））

支給対象世帯であって、令和6年3月1日以降に出生した児童がおられる場合や、世帯の中に令和5年1月2日以降に井手町に転入された方がおられる場合等は、申請が必要です。申請書の内容をご確認いただきご申請ください。

申請書はホームページからダウンロードできる他、役場住民福祉課の窓口で配付しております。

※今回の給付金は、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合、支給対象外となりますので、もし該当される場合は、役場住民福祉課（TEL0774-82-6164）までご連絡ください。